



職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年4月25日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第9号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の7第2項中「(休日)」の次に「(条例第6条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)」を加える。

第5条第1項中「(条例第6条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)」を削る。

第8条第1項の表の第2号から第4号までを次のように改める。

2 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	上に同じ。
3 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	上に同じ。
4 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合 (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	上に同じ。

第8条第1項の表の第7号を削り、同表の第8号を同表の第7号とし、同表の第9号中「第15号及び第16号」を「第14号及び第15号」に改め、同号を同表の第8号とし、同表の第10号から第22号まで1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項の表の第15号から第19号まで」を「前項の表の第14号から第18号まで」に改め、同項第1号中「前項の表の第15号から第18号まで」を「前項の表の第14号から第17号まで」に改め、同項第2号中「前項の表の第19号」を「前項の表の第18号」に改め、同条第4項中「同項の表の第11号」を「同項の表の第10号」に改める。

第11条第1項中「第8条第1項の表の第22号」を「第8条第1項の表の第21号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)
- 2 職員の育児休業等に関する規則（平成4年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第8条第1項の表の第8号」を「第8条第1項の表の第7号」に改める。

人事委員会事務局

東日本大震災等に対処するための職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の特例に関する規則をここに公布します。

平成23年4月25日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第10号

東日本大震災等に対処するための職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災及び平成23年3月12日に発生した長野県北部の地震による災害で下水内郡栄村の区域に係るもの被災者を支援する活動を行う場合における職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）第8条第1項の表の第20号及び第10条第2項の規定の適用については、同号中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災等（東日本大震災及び平成23年3月12日に発生した長野県北部の地震による災害で下水内郡栄村の区域に係るもの）をいう。以下この号において同じ。」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災等の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日（東日本大震災等に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、左欄の(1)に掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」と、同項中「第8条第1項」とあるのは「第8条第1項（東日本大震災等に対処するための職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の特例に関する規則（平成23年長野県人事委員会規則第10号）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(この規則の失効)
- 2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

人事委員会事務局



長野県告示第295号

次の事件のため、平成23年5月9日、長野県議会臨時会を長野市に招集します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

付議事件

- 1 議長及び副議長の選挙
- 2 常任委員、同委員長及び同副委員長の選任
- 3 議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任
- 4 長野県地方税滞納整理機構議會議員の選挙
- 5 長野県上伊那広域水道用水企業団議會議員の選挙
- 6 監査委員の選任

財政課

長野県告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
イオン薬局木曽福島店	木曽郡木曽町福島5398-1	平成23年3月1日
ミズキ薬局	松本市村井町南1丁目34番19号	平成23年3月1日
みどり薬局 松本店	松本市本庄2-6-12	平成23年3月1日
片倉薬局	諏訪市四賀2257-6	平成23年1月21日

地域福祉課

長野県告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
寺尾明博	上田市常田2-18-24	平成23年2月1日

地域福祉課

長野県告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所の名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

施術所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
丸山鍼灸整骨院	下伊那郡喬木村16000	丸山鍼灸整骨院 下伊那郡喬木村16000	丸山鍼灸接骨院 下伊那郡喬木村16266	平成23年 2月24日

地域福祉課

長野県告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
木曽福島サティ薬局	木曽郡木曽町福島5398-1	平成23年2月28日
みどり薬局 松本店	松本市本庄2-6-12	平成23年2月28日
片倉薬局	諏訪市四賀2258-4	平成23年1月20日

地域福祉課

長野県告示第300号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
サンフラワーホールディングス株式会社	介護事業所ひまわり	長野市鶴賀123番地6	平成23年4月16日
社会福祉法人 長野南福祉会	なごやか篠ノ井	長野市篠ノ井布施高田字居返798番地3	平成23年4月16日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
あづみ農業協同組合	J A あづみ あんしんの里「南穂高」	安曇野市豊科南穂高2728-5	平成23年4月16日
株式会社ハーモニックケア	デイホーム若さん	長野市若宮1丁目1番地6E	平成23年4月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人わだの家	ふれあい介護支援センター	飯田市南信濃和田584-5	平成23年4月16日
社会福祉法人 長野南福祉会	居宅介護支援事業所アヴィラージュ 篠ノ井駅前	長野市篠ノ井布施高田字居返798番地3	平成23年4月16日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
サンフラワーホールディングス株式会社	介護事業所ひまわり	長野市鶴賀123番地6	平成23年4月16日
社会福祉法人 長野南福祉会	なごやか篠ノ井	長野市篠ノ井布施高田字居返798番地3	平成23年4月16日

(2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
あづみ農業協同組合	J A あづみ あんしんの里「南穂高」	安曇野市豊科南穂高2728-5	平成23年4月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項の規定により、指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成23年4月25日

開設者の名称	施設の名称
松川町	特別養護老人ホーム 松川荘
阿智村	特別養護老人ホーム 阿智荘

長野県知事 阿部守一	施設の所在地	指定した年月日
下伊那郡松川町元大島2965番地1	平成23年4月1日	平成23年4月1日
下伊那郡阿智村智里491番地41		

健康長寿課介護支援室

長野県告示第302号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
飯山陸送株式会社
長野県飯山市大字静間280番地1
代表取締役 勝山一成
 - 2 廃棄物処理施設の設置の場所
中野市大字豊津5147番地他
 - 3 廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の安定型最終処分場
 - 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。）
以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
 - 5 申請年月日
平成23年4月6日
 - 6 縦覧の場所
長野県環境部廃棄物対策課及び長野県北信地方事務所環境課
 - 7 縦覧の期間
平成23年4月25日（月）から同年5月24日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
 - 8 意見書の提出
法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により知事宛てに意見書を提出することができます。
- (1) 意見書の提出期間
平成23年4月25日（月）から平成23年6月7日（火）まで

(2) 意見書の提出先

〒380-8570
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県環境部廃棄物対策課 廃棄物審査係

(3) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「飯山陸送株式会社に係る廃棄物処理施設変更許可申請書」と記載してください。）
- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ウ 施設に関する具体的な利害関係
- エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

廃棄物対策課

長野県告示第303号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条第1項及び第15条の2の6第1項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、法第9条第2項及び法第15条の2の6第2項において準用する法第8条第4項及び法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
飯山陸送株式会社
長野県飯山市大字静間280番地1
代表取締役 勝山一成
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所
中野市大字豊津5014番地2他
- 3 廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物最終処分場
産業廃棄物の管理型最終処分場
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
(1) 一般廃棄物

燃え殻、ばいじん（以上いずれも、特別管理一般廃棄物であるものは環境大臣の定める方法（平成4年7月3日厚生省告示第194号）により処理したものに限る。）、プラスチックごみ

(2) 産業廃棄物（管理型）

燃え殻、汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、鉱さい、がれき類、ばいじん、動植物性残さ

以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

5 申請年月日

平成23年4月6日

6 縦覧の場所

長野県環境部廃棄物対策課及び長野県北信地方事務所環境課

7 縦覧の期間

平成23年4月25日（月）から同年5月24日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

8 意見書の提出

法第9条第2項及び法第15条の2の6第2項において準用する法第8条第6項及び法第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により知事宛てに意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出期間

平成23年4月25日（月）から平成23年6月7日（火）まで

(2) 意見書の提出先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県環境部廃棄物対策課 廃棄物審査係

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「飯山陸送株式会社に係る廃棄物処理施設変更許可申請書」と記載してください。）

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ウ 施設に関する具体的な利害関係

エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

廃棄物対策課

長野県告示第304号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡大字伊那富字林沢7845の3、7845の6、7845のロ、7845のホ、7845のチ、7845のリ、7845のル、7845のヲ、7845のワ、7845のカ、7845のヨ、7845のタ、7845のレ、7845のソ、7845のツ、7845のナ・7845のラ・7845のム・7845のウ（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、7845のヰ、7845のノ、7845のエ、7845

のテ（次の図に示す部分に限る。）、7845のア、7845のヒ、7845のモ、7845のセ、7845のス、7845の乙のイ、7845の乙のロ、7845の乙のハ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字林沢7845の3・7845の6・7845のロ・7845のホ・7845のチ・7845のリ・7845のル・7845のヲ・7845のワ・7845のカ・7845のツ・7845のム・7845のヰ・7845のノ・7845のエ・7845のア・7845のヒ・7845のモ・7845のセ・7845のス・7845の乙のイ・7845の乙のロ・7845の乙のハ（以上23筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第305号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字新野1の1、1の17、字和合2307の1、2307の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第306号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字西條1098の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第307号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡池田町大字会染1610の2、1653の1（次の図に示す部分に限る。）、1654の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第308号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

2 作業期間

平成22年5月28日から平成23年3月25日まで

3 作業地域

北佐久郡軽井沢町、上伊那郡辰野町

建設政策課

長野県告示第309号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

2 作業期間

平成22年9月17日から平成23年3月25日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第310号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

2 作業期間

(1) 平成22年11月12日から平成23年3月25日まで

(2) 平成22年11月19日から平成23年3月25日まで

3 作業地域

(1) 塩尻市、安曇野市

(2) 大町市、小県郡長和町

建設政策課

長野県告示第311号

塩尻市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

平成22年4月2日から平成23年3月24日まで

3 作業地域

塩尻市

建設政策課

長野県告示第312号

下諏訪町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

平成22年4月1日から平成23年3月18日まで

3 作業地域

諏訪郡下諏訪町

建設政策課

長野県告示第313号

佐久市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（佐久市都市計画基本図整備）

2 作業期間

平成23年1月31日から平成23年3月25日まで

3 作業地域

佐久市

建設政策課

長野県公営企業告示第1号

昭和62年長野県公営企業告示第3号（収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成23年5月6日から施行します。

平成23年4月25日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本 浩司

別表中「　　〃　長野支店　　〃　　」を

「　　〃　長野東支店　　〃　　」に改める。

企業局

長野県計量検定所告示第1号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成23年4月25日

長野県計量検定所長 山上 繁

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
小県郡青木村	5月25日 (水)	午後1時 30分から 午後3時 30分まで	小県郡青木村大字 田沢3252番地 青木村文化会館
小県郡長和町和田地区	5月26日 (木)	午前10時 30分から 正午まで 及び午後 1時から 午後3時 まで	小県郡長和町和田 2872番地 長和町役場和田 庁舎
小県郡長和町古町及び長久保地区	5月27日 (金)	午前10時 から正午 まで	小県郡長和町古町 2803番地 古町中央公民館
小県郡長和町大門地区		午後1時 から午後 3時まで	小県郡長和町大門 1161番地1 大門基幹集落セ ンター
東御市のうち滋野及び田中地区	5月30日 (月)	午前10時 30分から 正午まで 及び午後 1時から 午後3時 まで	東御市県288番地 4 東御市中央公民 館
東御市のうち和及び 祢津地区	5月31日 (火)	午前10時 30分から 正午まで 及び午後 1時から 午後3時 まで	東御市鞍掛 197番 地 東御市総合福祉 センター

中野市のうち豊田地区	6月1日 (水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	中野市大字豊津2509番地 豊田文化センター		木曽郡木曽町福島地区	6月16日 (木)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	木曽郡木曽町福島5787番地の3 木曽福島会館
下高井郡木島平村	6月3日 (金)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	下高井郡木島平村 大字往郷973番地1 木島平村役場	駒ヶ根市のうち東伊那及び中沢地区(吉瀬を除く。)	6月20日 (月)	午後1時から午後3時まで	駒ヶ根市東伊那2398番地20 東伊那公民館	
下高井郡野沢温泉村	6月6日 (月)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	下高井郡野沢温泉村 大字豊郷9167番地 野沢温泉村公民館	駒ヶ根市のうち福岡、市場割、上赤須、吉瀬、町2の4~13、町3の飯坂、町4及び下平地区	6月21日 (火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所	
下高井郡山ノ内町のうち大字平穏、佐野、戸狩及び寒沢地区	6月7日 (火)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	下高井郡山ノ内町 大字平穏4015番地1 山ノ内町文化センター	駒ヶ根市のうち町1、町2の1~3、町3の中央、南割、中割、北割、小町屋及び上穂町地区	6月22日 (水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所	
下高井郡山ノ内町のうち大字夜間瀬地区	6月8日 (水)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	下高井郡山ノ内町 大字夜間瀬2511番地 よませふれあいセンター	塩尻市のうち樅川地区 (旧樅川村)	7月1日 (金)	午前10時から午前11時30分まで	塩尻市大字木曽平沢2221番地1 樅川公民館	
木曽郡上松町	6月9日 (木)	午後1時から午後4時まで	木曽郡上松町大字 上松159番4 長野県木曽勤労者福祉センター	塩尻市のうち宗賀地区 (桔梗ヶ原区を除く。)		午後1時から午後4時まで	塩尻市大字宗賀2658番地1 塩尻市役所宗賀支所	
木曽郡南木曽町	6月10日 (金)	午前9時から正午まで	木曽郡南木曽町大字 読書3668番1 南木曽町役場	塩尻市のうち宗賀地区(桔梗ヶ原区に限る。)	7月4日 (月)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原71番地591 桔梗ヶ原公民館	
木曽郡木祖村	6月13日 (月)	午前10時から正午まで	木曽郡木祖村大字 藪原1191番地の31 木祖村コミュニティ消防センター車庫	塩尻市のうち洗馬地区	7月5日 (火)	午後1時から午後2時30分まで	塩尻市大字洗馬2550番地2 洗馬農村環境改善センター	
木曽郡大桑村		午後2時から午後4時まで	木曽郡大桑村大字 長野2939番地の1 大桑村消防団第2分団詰所	塩尻市のうち片丘地区	7月6日 (水)	午前10時から午前11時まで	塩尻市大字片丘4758番地7 多目的研修センター	
木曽郡王滝村	6月14日 (火)	午前9時30分から午前11時30分まで	木曽郡王滝村2830番地の1 王滝村保健福祉センター	塩尻市のうち広丘地区		午後1時から午後4時まで	塩尻市大字広丘野村1713番地1 広丘公民館	
木曽郡木曽町三岳地区		午後1時から午後2時30分まで	木曽郡木曽町三岳6311番地 三岳公民館	塩尻市のうち塩尻東、大門及び北小野地区	7月7日 (木)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	塩尻市大門6番町5番27号 塩尻市立体育馆	
木曽郡木曽町日義地区	6月15日 (水)	午前10時から正午まで	木曽郡木曽町日義1602番地 木曽町役場日義支所	南佐久郡南牧村	7月8日 (金)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	南佐久郡南牧村大字海ノ口1138番地2 南牧村中央公民館	
木曽郡木曽町開田高原地区		午後2時から午後4時まで	木曽郡木曽町開田高原西野623番地の1 母子健康センター					

飯山市のうち瑞穂地区	7月11日 (月)	午前10時30分から正午まで	飯山市大字瑞穂4174番地 瑞穂地区活性化センター	安曇野市堀金地区	7月26日 (火)	午前10時から正午まで	安曇野市堀金烏川2750番地1 安曇野市役所堀金総合支所
飯山市のうち木島地区		午後1時から午後4時30分まで	飯山市大字木島1011番地 木島地区活性化センター			午後1時30分から午後4時まで	安曇野市三郷明盛4775番地 三郷文化公園体育馆
飯山市のうち太田地区	7月12日 (火)	午前9時30分から午前11時30分まで	飯山市大字常郷405番地1 太田地区活性化センター	安曇野市豊科地区	7月27日 (水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	安曇野市豊科4340番地 安曇野市役所豊科総合支所
飯山市のうち岡山地区		午後1時30分から午後3時まで	飯山市大字照岡485番地1 飯山市岡山小学校			午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	安曇野市穗高6658番地 安曇野市役所穗高総合支所西
飯山市のうち常盤地区	7月13日 (水)	午前10時30分から正午まで	飯山市大字常盤7425番地 道の駅「花の駅・千曲川」	安曇野市明科地区	7月28日 (木)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	安曇野市明科中川手6824番地1 安曇野市役所明科総合支所
飯山市のうち富倉、柳原及び外様地区		午後1時30分から午後4時まで	飯山市大字小佐原6832番地 柳原地区活性化センター			午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	東筑摩郡生坂村6042番地1 生坂村活性化センター
飯山市全域	7月14日 (木)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯山市大字飯山1110番地1 飯山市役所				
南佐久郡北相木村	7月15日 (金)	午前11時から正午まで	南佐久郡北相木村2744番地 北相木村中央公民館				
南佐久郡南相木村		午後1時30分から午後3時30分まで	南佐久郡南相木村4435番地 南相木村公民館				
南佐久郡川上村	7月19日 (火)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	南佐久郡川上村大字大深山525番地 川上村中央公民館				
南佐久郡小海町	7月20日 (水)	午後1時から午後4時まで	南佐久郡小海町大字小海4218番地2 小海町公民館				
南佐久郡佐久穂町 (旧佐久町地区)	7月21日 (木)	午前9時30分から正午まで	南佐久郡佐久穂町大字海瀬2570番地 佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」				
南佐久郡佐久穂町 (旧八千穂村地区)		午後1時から午後3時まで					
佐久市臼田地区	7月22日 (金)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	佐久市下越16番地5 佐久市あいとびあ臼田				

ものづくり振興課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年4月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年4月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンケアーNAGANO
- 3 代表者の氏名
山本宗輝
- 4 主たる事務所の所在地
長野市篠ノ井布施高田279番地21
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障がい者の就農支援に関する事業を行い、障がい者の生活支援と地域の農業発展に寄与することを目的とする。